



令和8年1月9日
堺市立安井小学校 保健室



免疫力アップ! 笑って自分もみんなも幸せに!

笑うと、体に侵入したウイルス
や細菌をやっつけてくれるナチュラルキラー細胞がパワーアップ!
風邪などにかかりにくくなります。



1月の保健目標 は、【集団かぜを予防しよう】です。



お正月に
ダラダラ過ごしていた人!



学校モードに
切り替えてください * ^ ^ *



出席停止となる、感染症について

学校感染症とされている病気の出席停止期間は【学校保健安全法施行規則第18条、第19条】によって定められています。

種類	病名	出席停止期間
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により感染の恐れがないと認められるまで

種類	病名	出席停止期間
第3種	流行性角結膜炎	医師の登校許可があるまで
	急性出血性結膜炎	医師の登校許可があるまで
	溶連菌感染症	医師の診断に従ってください
	手足口病	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタウイルスなど)	
	ウイルス性肝炎	
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	



お子さまが、
感染症にかかってしまった時の
参考にしてください^^

- ※このような感染症にかかった場合は、必ず学校にご連絡ください。
- ※出席停止後、登校するにあたって登校許可書などは必要ありませんので、
病院などで申請しないようご注意ください。

何かわからないことがありましたら、
お気軽にご相談ください^^

